

羽島市複数単価契約における落札者等決定基準

平成30年12月19日決裁

(目的)

第1条 この基準は、1案件に複数の業務又は品目の単価を設定する契約（以下「複数単価契約」という。）に係る入札又は見積書の徴取（以下「入札等」という。）及び落札者の決定等に関する基準を設けることを目的とする。

(予定価格の設定)

第2条 複数単価契約に係る入札等においては、項目ごとに設定した予定単価及びその予定単価にそれぞれの設計予定数量を掛けて合計した予定総額をそれぞれ予定価格として設定する。ただし、電子入札により入札を執行する場合には、予定単価にそれぞれの設計予定数量を掛けて合計した予定総額のみを予定価格として、単価契約に係る入札等を執行することができる。

(落札者の決定)

第3条 複数単価契約に係る入札等を実施するにあたり落札者の決定は、予定総額の範囲内であるもので、かつ、すべての予定単価の範囲内にある者のうち、最も低い価格の者を落札者とする。ただし、電子入札により入札を執行する場合には、単価にそれぞれの設計予定数量を掛けて合計した総額が予定価格の範囲内にある者のうち、最も低い価格の者を落札者とする。

2 1回目の入札等で、予定総額の範囲内に入らなかった場合、総額での最低入札価格を示し、再度入札を執行するものとする。

3 1回目の入札等で、予定総額の範囲内ではあるが、総額での最低入札価格業者が入札した単価の一部が予定単価の範囲内に入らなかった場合、予定単価に達しない項目及びその単価（総額での最低入札価格業者が入札した単価）を示し、再度入札を執行するものとする。

4 前2項の規定にかかわらず、電子入札により入札を執行し、1回目の入札等で、予定価格の範囲内に入らなかった場合には、総額での最低入札価格のみを示し、再度入札を執行することができる。

第4条 複数単価契約の落札者は原則として1者とする。

2 前項及び前条の規定にかかわらず、項目ごとに契約が可能なものについては、発注時に仕様書もしくはその他の書面において、その旨を記載するものとし、項目ごとに予定価格以下で最も低い価格の者を落札者とし、契約するものとする。

附 則

この基準は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（改正 令和2年3月31日決裁）

この基準は、令和2年4月1日から施行する。